（県情報通信部）

第百五十五条　［略］

第三目　管区警察学校

（管区警察学校の名称及び位置）

第百五十六条　［略］

第百五十七条～第百六十条　［略］

第百六十一条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百六十二条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十六条及び第五十七条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百六十三条・第百六十四条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置）

第百六十五条　［略］

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課）

第百六十六条　東京都警察情報通信部に、次の五課及び人事調整官一人を置く。

通信庶務課
機動通信第一課
機動通信第二課
通信施設課
情報技術解析課

2　［略］

第百六十七条～第百六十九条　［略］

（機動通信課及び通信施設課）

第百七十条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百四十条及び第百四十一条の規定を準用する。

（情報技術解析課）

第百七十一条　［略］

（人事調整官）

第百七十二条　人事調整官は、命を受け、第百六十七条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百七十三条・第百七十四条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十五条　［略］

（県情報通信部）

第百五十条　［同上］

［目名を付する。］

（管区警察学校の名称及び位置）

第百五十一条　［同上］

第百五十二条～第百五十五条　［同上］

［五条ずつ繰り下げる。］

第百五十六条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十四条及び第五十五条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百五十七条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十四条及び第五十五条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百五十八条・第百五十九条　［同上］

［五条ずつ繰り下げる。］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置）

第百六十条　［同上］

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課）

第百六十一条　東京都警察情報通信部に、次の五課を置く。

通信庶務課
機動通信第一課
機動通信第二課
通信施設課
情報技術解析課

2　［同上］

第百六十二条～第百六十四条　［同上］

［五条ずつ繰り下げる。］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十五条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。

（情報技術解析課）

第百六十六条　［同上］

［条を加える。］

第百六十七条・第百六十八条　［同上］

［六条ずつ繰り下げる。］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百六十九条　［同上］